

ヒルフェ通信(8月号)

❀ そっと寄り添いやさしくサポート ❀

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。



◆令和6年春の褒章－山崎節子理事長が黄綬褒章を受章

令和6年4月29日(月)、春の褒章が発令され、ヒルフェの山崎節子理事長が「行政書士業務精励功績」として黄綬褒章を受章されました。黄綬褒章は、業務に精励し衆民の模範である者に授与されるものです。総務省主催による褒章伝達式は、5月13日に開催されましたが、宮本会長を発起人代表として、黄綬褒章受章記念祝賀会が、7月20日(土)に京王プラザホテルで開催されました。



出席者は、本会、東政連、ヒルフェからはもちろん、北は岩手、南は沖縄まで、各地からたくさんの方がお祝いに駆けつけられました。会は、ご夫妻の入場に始まり、発起人代表、来賓のご挨拶、乾杯と進み、理事長の出身地である岩手県北上の郷土芸能である鬼剣舞なども披露され、和やかな会食・歓談の場となりました。最後に理事長から、たくさんの皆様に対する感謝の言葉が述べられました。来賓のご挨拶の中で、「温厚篤実なお人柄」とありましたが、正にそのお人柄があふれた温かな会となりました。盛会のうちにお開きとなりましたが、お開き口でお見送りされるご夫妻と発起人の方々のところには、名残惜しそうにお話をされていく方々の長い列ができていました。

ヒルフェの礎を築かれ、今もなお発展にご尽力をいただいている山崎理事長が黄綬褒章の栄に浴されましたことは、ヒルフェとしても大変喜ばしく、深く敬意を表すとともに改めまして心よりお祝いを申し上げます。

◆成年後見関係事件の概況

最高裁判所事務総局家庭局による、令和5年1月～12月の「成年後見関係事件の概況」が本年も3月に出ております。

成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は合計で40,951件で、対前年比約3.1%の増加となり、任意後見監督人選任の審判は微減していますが、他はすべて増加しています。申立人と本人の関係においても、市区村長が最も多く、件数も増えています。成年後見人等と本人の関係は、親族以外が選任されたものが81.9%、親族が18.1%と親族以外が選任される傾向がより強くなってきています。

ちなみに、行政書士が選任されたものは1,525件(前年1,427件)で親族以外の内訳の4.6%(前年4.5%)でした。開始原因別割合は、認知症が6割強、申立ての動機は預貯金等の管理・解約、身上保護、介護保険契約…と、ここ数年は同じような状況が続いています。

では、10年前、平成25年と比較してみましよう。申立件数は、総数は34,548→40,951件(+18.5%)、後見開始28,040→28,358件(+1.1%)、保佐開始4,510→8,952(+98.5%)、補助開始1,282→2,770(+116.0%)、任意後見監督人選任716→871(+21.6%)と、件数は少ないものの、保佐開始、補助開始が大きく増えていることがわかります。また、申立人も、10年前は本人の子が最も多く11,866人だったのが、8,132人と減少し、本人が3,143人から9,033人、市区村長が5,046人から9,607人に増加しています。全体に占める割合も、本人9.2%→22.2%、親族73.6%→50.7%、親族以外(市区村長含む)17.2%→27.1%と大きく変化しています。成年後見人等と本人の関係については、すでに平成24年に制度開始以来、初めて親族以外が親族の割合を上回っていましたがその傾向が続き、平成25年は親族が成年後見人等に選任されたものは42.2%、親族以外が57.8%、そして令和5年は前述のように親族が18.1%、親族以外が81.9%となっています。

このように以前は家族・親族に頼っていた制度が、社会全体で担って行く方向に動いていること、また保佐開始・補助開始の審判や本人申立てが増えていることから、硬直的に感じられた制度から多様な状況に対応できる制度に変化しつつあるのではないのでしょうか。ヒルフェも、より良い、使いやすい制度になるための発信ができるよう、研鑽を積んでまいりたいと思います。